

立川市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 2 日

提出者 立川市長 清水 庄平

理由

離島振興法第 20 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（令和 3 年総務省令第 32 号）の施行による。

立川市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

立川市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成31年立川市条例第11号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(固定資産税の課税免除)</p> <p>第3条 同意日から令和5年3月31日までに承認地域経済牽引事業者が対象施設を法第4条第2項第1号に掲げる促進区域内に設置した場合において、当該承認地域経済牽引事業者に対し、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得日の翌日から起算して1年内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）について、固定資産税の課税免除をする。</p> <p>2 ……略……</p>	<p>(固定資産税の課税免除)</p> <p>第3条 同意日から起算して5年以内に承認地域経済牽引事業者が対象施設を法第4条第2項第1号に掲げる促進区域内に設置した場合において、当該承認地域経済牽引事業者に対し、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得日の翌日から起算して1年内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）について、固定資産税の課税免除をする。</p> <p>2 ……略……</p>

附 則

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の立川市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和3年4月1日から適用する。
- 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日が平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間である場合における新条例第3条の規定の適用については、なお従前の例による。